

大学入学資格検定の変遷

西村史子 NISHIMURA Fumiko

—はじめに

- 1—大学入学資格検定の目的と受験資格の拡大
 - 2—多様化と精選をくり返した大検の受験科目
 - 3—受験方法の改善による大検受験者の負担軽減
 - 4—大検の高等学校卒業程度認定試験への変容
 - 5—受験者の質的变化にみる高卒認定試験の位置づけ
- 結

【要旨】1951（昭和26）年に導入された大学入学資格検定は、高等学校に代わる唯一の高等教育機関へのバイパスであった。勤労青年に励みを与えるための制度は、1980年代に高等学校への全入時代に突入して高等学校中途退学者が増加し、1990年代の小中学校での不登校児童生徒の増加と社会的ひきこもりの顕現化により、その目的と意義を変えた。すなわち、学校教育の非適応者に社会への復帰を果たすための救済装置となって、大学受験を自明とする富裕層出身の少年達が同試験を受けるようになっていく。さらに2005（平成17）年に高等学校卒業程度認定試験に名称を変更し、受験資格を大幅に緩和して迎えた新たな段階では、高等教育への多様なアクセスが可能になる中で、新たな意義づけと具体的な制度保障が求められている。

—はじめに

日本における義務教育制度は、1872（明治5）年の「学制」発布以来、義務就学、すなわち学校教育への就学義務を保護者に課す形で整備拡充がなされ、早い時期に高い就学率を全国レベルで達成したとされる。しかしながら、より詳しく見るなら、その目的は十分に達成されてきたわけではないことがわかる。第二次世界大戦前には、家庭の貧困を理由に未就学を余儀なくされたケース、戦後直後は混乱期ゆえに就学機会を逸してしまったなどの事情を抱えた者が多くいた。戦前の小学校

への就学率については、その数値は自治体の水増しであることが知られている¹⁾。心身に障害を有する子ども達の教育を受ける機会についていえば、特殊教育諸学校（当時）の設置義務が実効性を持つように検討され、保護者に就学義務が課せられたのは1979（昭和54）年になってからである。

こうした学齢期の学校教育の機会逸失を補い、上級段階の学校への進学を可能にする制度が、「夜間中学校」、「中学校卒業程度認定試験」、そして2005（平成17）年度までの「大学入学資格検定」（2006〈平成18〉年度以降に名称を変更した「高等学校卒業程度認定試験」）であった。

同試験は、戦前の高等教育機関への入学に際し、合格すれば旧制中学校卒業と同等の資格を認められる「専門学校入学者検定」（「専検」と略称される）や、「実業学校卒業程度検定」（「実検」と略称される）、「高等試験令」（第7条）による旧制中学校4年生修了程度を認める試験などを引き継いで戦後に設けられた制度であり²⁾、高等学校の教育機会に恵まれない、あるいは途中で断念せざるを得ない青少年に、大学進学の手を届けるほぼ唯一の制度であった³⁾。しかし、その性格や目的は現在大きく変化している。

本稿では、大学入学資格検定および現在の高等学校卒業程度認定試験導入時の狙いと、その変遷の過程をたどり、戦後施行された教育基本法や学校教育法の下、日本では6・3・3・4制の枠内で高等教育機関への入学資格として原則12年間の学校教育を求められてきたが、同試験の受験資格要件の緩和を通じてそのシステムが揺らぎつつあることを提示したい。

1——大学入学資格検定の目的と受験資格の拡大

1947（昭和22）年、学校教育法第56条第1項の「大学に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年間の学校教育を修了した者又は文部大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者」を根拠に「大学入学資格検定（the University Entrance Qualification Examination）」（以下、「大検」と略称する）が導入され、1951（昭和26）年6月に「大学入学資格検定規程」が定められた。ここでは大検が国家認定の検定であること、その目的が「大学入学に関し、高等学校を卒業

した者と同等以上の学力があるかどうかを認定すること」（第1条）にある旨が明示されている。

当初は、受験資格が16歳以上で、①中学校を卒業後、高等学校に入学しなかった者、②高等学校に入学後、家庭の事情や健康状態の他、やむを得ない事情で卒業できなかった者、③高等学校の通信教育課程（のみ）の在籍者に限定された（第2条）⁴⁾。

1953（昭和28）年12月、上記の①と②に修正が加えられる。①「中学校（盲学校、ろう学校及び養護学校の中学部を含む。）を卒業した者」に、「中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」も加えられた。そのうえで②の条件は、「高等学校に入学できなかった者、入学したが高等学校を卒業できなかった者」となり、「事情」の斟酌が省かれている。なお、中学校を卒業している者は満15歳で受験できることとなり、受験資格の拡大が図られた⁵⁾。

1962（昭和37）年6月の改定では、③が修正されて、資格検定の受験者として「高等学校の定時制の課程……に在学している者」が加わった⁶⁾。1967（昭和42）年4月には、高等専門学校の設置に伴い、受験資格者に「高等専門学校の第三学年までの課程を修了することができなかった者」、すなわち高等専門学校第三学年以前の中退者も追加された⁷⁾。

その後しばらくは動きがなかったが、平成10年代に入ると、矢継ぎ早の改定が行われる。まず1999（平成11）年9月の規定改定では、中等教育学校の導入に伴い、受験資格として「中等教育学校の後期課程に編入学することができなかった者」、つまり中等教育学校の後期課程の中退者が加わった。さらに、外国人の受験を認め、手続きが説明されている⁸⁾。

2000 (平成12) 年になると、外国人学校などの在学者や卒業生、就学義務の猶予や免除を受けていない中学校卒業資格のない者にも受検資格を拡大した。背景として、①それまで多くの公立、私立大学が各種学校扱いの外国人学校卒業者に受験を認めてきた実態があること⁹⁾、②1997年に日本弁護士連合会が朝鮮学校を含む外国人学校に対して、大学受験資格や助成金制度などについて、1条校(学校教育法第1条に規定された学校)と同等の資格を認めるよう総理大臣および文部大臣に勧告していたこと¹⁰⁾、③1998年には国連の児童の権利委員会が、日本が1994(平成6)年に批准した「児童の権利条約」にもとづき、

日本政府が提出した報告書を検討して、朝鮮系の子女の高等教育機関へのアクセスが不平等な状態にあるとして差別の撤廃を訴えていたこと¹¹⁾があげられる。折しも増加する不登校児童生徒の欠席の長期化と「社会的ひきこもり」に対する懸念があり¹²⁾、彼らの社会復帰の制度的保障も必要であった。また、当時の文部省は、生涯学習社会を実現するために、その制度基盤として学習成果の適切な評価方法や「回り道や道草などいつでもやり直しのきく、ゆとりのある社会のシステム」を検討していた¹³⁾。こうした国内外の要求に押される形で文部科学省は高等教育機関へのアクセス方法を多様化していったのである。

表1. 平成15年指定「国際的評価団体の認定を受けた外国人学校」

学校名	所在都道府県	認定評価団体
北海道インターナショナルスクール	北海道	WASC
東北インターナショナルスクール	宮城県	WASC
コロンビア・インターナショナルスクール	埼玉県	WASC
セント・メリーズ・インターナショナルスクール	東京都	WASC, ECIS
清泉インターナショナル学園	東京都	WASC
聖心インターナショナルスクール	東京都	WASC, ECIS
アメリカンスクール・イン・ジャパン	東京都	WASC, ECIS
クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパン	東京都	WASC
サンモール・インターナショナルスクール	神奈川県	WASC, ECIS
横浜インターナショナルスクール	神奈川県	ECIS
名古屋国際学校	愛知県	WASC
大阪インターナショナルスクール	大阪府	WASC
カネディアン・アカデミー	兵庫県	WASC, ECIS
マリスタブラザーズインターナショナルスクール	兵庫県	WASC
福岡インターナショナルスクール	福岡県	WASC
沖縄クリスチヤンスクール・インターナショナル	沖縄県	ACSI

出典：文部科学省「学校教育法施行規則及び告示の一部改正について」(通知) 2003年9月19日に加筆修正。

表2. 平成15年指定「外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設」

学校名	所在都道府県	認定国
インドネシア学校東京	東京都	インドネシア共和国
東京韓国学校	東京都	大韓民国
東京中華学校	東京都	中華人民共和国、中華民国
横浜中華学院	神奈川県	中華人民共和国、中華民国
京都韓国中学	京都府	大韓民国

出典：文部科学省「学校教育法施行規則及び告示の一部改正について」(通知) 2003年9月19日に加筆修正。

2003（平成15）年の学校教育法施行規則および関連する告示の一部改正では、大学入学資格の弾力化の政策が打ち出され、①国際的な評価団体（WASC: Western Association of Schools and Colleges, California, USA、ACSI: Association of Christian Schools International, Colorado, USA、ECIS: European Council of International School, Hampshire, UK）の認定を受けた外国人学校の12年の課程を修了した者で、18歳に達した者、②①と同等の課程を有するものとして外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設の課程を修了した者で、18歳に達した者に大学受験の道が開かれた。表1と表2にあるように、①の外国人学校としてインターナショナルスクールを中心に16校が、②の教育施設として5校が認定された¹⁴⁾。また、これとは別に各大学が独自に受験希望者を個別審査し、受験資格を与える規定も設けられた（学校教育法施行規則第63条第7号）。

2007（平成19）年現在、認定外国人学校に西町インターナショナルスクール（東京都、WASC認定）、千里国際学園（大阪府、ESIS認定）が加わっている。一方、認定からもれた教育施設の卒業生は、各大学の個別審査による受験が認められない場合、引き続き大検を受験し合格しなければ、我が国の高等教育機関への入学はできないことになった。

2——多様化と精選をくり返した大検の受験科目

次に大検の受験科目の変化を年を追って見ておきたい。1951（昭和26）年の最初の大学入学検定規程では、受験科目は合計14科目となっており（第4条別表一）、高等学校中退者については相当する既得単位科目の免除が

認められている¹⁵⁾。

1958（昭和33）年1月の規程改定では、受験科目は14科目のまま、社会教科の受験必須科目数が2つから3つに増え、第二類の選択科目（第一類が必須・選択必須科目、第二類が完全な選択科目）が3つから2つに減じている¹⁶⁾。

1965（昭和40）年3月の規程改定では、受験科目は16科目に増加し、社会教科が一般社会が倫理・社会と政治・経済に分割されて、日本史、地理と併せて4科目の受験を必須とし、世界史が選択教科科目の一つとなった。第二類の選択科目は3つに戻されている¹⁷⁾。

1975（昭和50）年4月の規程改定では、受験科目が14・15科目へと若干減じている。社会教科が整理されて、倫理・社会と政治・経済が必須の他、日本史、世界史、地理A、地理Bから2つを選択する（ただし、地理Aと地理Bの同時選択はできない）。理科は基礎理科1科目、あるいはそれ以外の科目から2科目を選択し受験することになった。外国語が選択教科になって、第二類選択科目は4科目に増えた¹⁸⁾。

1984（昭和59）年3月の規程改定では、社会教科が再度変更された。現代社会1科目あるいは倫理と政治・経済2科目が受験必須科目に指定され、日本史、世界史、地理は選択科目になった。理科教科は理科Iが必須、他はすべて選択科目となって、第二類の選択科目は7科目に急増し、受験者の選択の幅が広がった¹⁹⁾。これらは、高等学校学習指導要領の改訂で、1982（昭和57）年度から実施された新教育課程に伴う変更である。

1985（昭和60）年12月の規程改定では、受験科目数が11・12科目に縮減され、外国語教科の科目からドイツ語、フランス語、中国語

が削除された。すでにこの10年前から、年度によってはこれらの科目の受検が不可能な場合があることは規程にうたわれており、廃止の意図が示されていた。保健・体育は必須教科から選択科目に移され、体育の筆記および実技は削除された。数学Ⅰや古典は選択科目に組み込まれ、必須受検科目数の削減が進んだ²⁰⁾。

1991(平成3)年4月には、免除科目について、高等学校や高等専門学校で修得した単位科目の他、文部大臣が認定する在外教育施設で修得した相当科目も認められた²¹⁾。

1994(平成6)年4月の改定では、専修学校の高等課程において履修した科目が、文部大臣が受検科目に相当すると認めた場合、免除されることになった。さらに、一定の「知識および技能に関する審査」の5種類に合格した場合、相当する科目の受検免除が認められるようになった²²⁾。これは、学校教育法施行規則第69条の改正で、高等学校教育において、他教育機関での学修、各種の技能検定や試験での合格に関わる学修を、相当する単位科目の修得として認める改革が導入されたことに連動している。

1996(平成8)年4月の規程改定では、学習指導要領を大きく反映させた受検科目の設定と必須科目の大幅な増加がなされた。すなわち、受検科目数の11-12のうち、現代文と古典を総合した国語、地理歴史教科の世界史、数学、家庭の受検必須化、理科2科目の選択必須化が示され、完全な選択科目は3つに削減された。また、選択科目に情報基礎が加わっている²³⁾。今日から振り返って見るならば、学習指導要領の必履修科目に明確に相応する受検科目の再編と指定がなされて、この時点で、大学入学資格検定の性格は、大学入学の

ための基礎学力から高等学校卒業程度の学力達成を試験するものに大きく舵を切ったと言えよう。

さらに1999(平成11)年4月の規程改定では、高等学校・専修学校高等課程・高等専門学校での修得科目や「知識および技能に関する審査」の合格に関わって、相当する科目について受検免除が認められている。ただし、第二類科目のうちの3科目以内という限定が設けられた²⁴⁾。これについては、2001(平成13)年4月の規定改正で、科目数の制限が撤廃された²⁵⁾。そのため、相当する審査の種類は45種類に激増した。同年、完全な選択科目が3科目から1科目に削減され、合計受検科目9-10科目の内訳は必須6教科の8-9科目、選択教科の1科目となった²⁶⁾。これは高等学校での相当科目の修得単位数に換算すると30-45単位分にすぎない。同年に改正された現行の学習指導要領で、高等学校卒業のための最低修得単位数が80から74単位に減じているとはいえ、大検合格者はそのほぼ半分以下の修得単位数で、大学受験資格を得ることになった。

2002(平成14)年5月の規定改定では、大学、高等専門学校、専修学校専門課程の学修が、相当科目の受検免除の対象に認められた。これは、高等学校教育に導入されたアドバンスト・プレイスメント(AP: Advanced Placement)の制度が、大検では免除科目の認定という形をとって採用されたものである。また、1998(平成10)年に導入された大学への「飛び入学」制度の定着に伴い、従来18歳に達する年度に合格証明書を交付していたのが、大学受験を目的に17歳で必要とされる場合は、特別合格証明書に替えて交付されることになった²⁷⁾。

3—受検方法の改善による大検受検者の負担軽減

受検科目の精選とともに、検定方法を簡素化し、受検者の負担の軽減が図られている。一つは、1986（昭和61）年度に体育の実技が廃止されたこと²⁸⁾、二つ目には1989（昭和64）年度に筆記試験からマークシート方式の試験に変更したことがあげられる。

さらに、受検日程の複数化が実現した。受検日程は大検開始以来、毎年度1回で7月あるいは8月（両月にまたがる場合もあった）の4日間にわたり、都道府県教育委員会が文部科学省の委嘱を受けて会場を設定し、検定

を実施してきた。しかしながら、受検者から強い要請があるとして、2000（平成12）年8月の「大学入学資格検定の改善等に関する調査研究協力者会議」の「大学入学資格検定の改善について（第一次まとめ）」の提言をもとに²⁹⁾、受検機会の複数化が図られ、2001（平成13）年以降は毎年度8月と11月に2回、各々2日間の実施となった。これにより、受検者の体力的精神的負担、物理的負担が軽減され、スムーズな高等教育機関への受験可能性が高まったことはいうまでもない。表3に見られる同年度以降の各年度受検者数と合格者の増加と大学等への受験者数の増加は、その効果を如実に指し示している。

表3. 大検および高卒認定試験の志願者・受験者・合格者数の推移

項目	出願者			受験者			合格者			部科目合格者		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
S26年度	7,434	672	8,106	5,506	523	6,029	329	9	338	2,775	240	3,015
S30年度	5,091	809	5,900	4,034	661	4,695	623	66	689	2,559	431	2,990
S35年度	2,901	311	3,212	2,006	215	2,221	241	22	263	1,432	140	1,572
S40年度	2,594	427	3,021	1,866	303	2,169	361	32	393	1,279	249	1,528
S45年度	2,491	457	2,948	1,857	319	2,176	519	48	567	1,112	208	1,320
S50年度	2,945	828	3,773	2,458	683	3,141	1,186	240	1,426	1,226	444	1,670
S55年度	2,700	1,153	3,853	2,165	951	3,116	925	321	1,246	1,227	596	1,823
S60年度	6,210	2,447	8,657	5,276	2,130	7,406	1,539	550	2,089	3,406	1,430	4,836
H 2年度	12,267	6,184	18,451	10,883	5,477	16,360	3,456	1,649	5,105	6,187	3,305	9,492
H 7年度	11,983	7,260	19,243	10,579	6,378	16,957	3,758	2,092	5,850	5,857	3,736	9,593
H 8年度	11,568	7,273	18,841	10,255	6,414	16,669	3,762	2,155	5,917	5,600	3,756	9,356
H 9年度	11,468	7,496	18,964	10,205	6,621	16,826	4,390	2,533	6,923	5,295	3,734	9,029
H10年度	11,386	7,778	19,164	10,118	6,858	16,976	6,325	3,688	10,013	4,307	3,557	7,864
H11年度	11,834	8,287	20,121	10,518	7,382	17,900	6,349	3,983	10,332	4,639	3,726	8,365
H12年度	12,504	8,784	21,288	11,258	7,894	19,152	5,818	3,673	9,491	5,563	4,233	9,796
H13年度	20,852	14,777	35,629	18,953	13,507	32,460	8,725	5,279	14,004	9,420	7,460	16,880
H14年度	17,464	12,775	30,239	15,806	11,619	27,425	7,428	4,799	12,227	7,478	6,062	13,540
H15年度	15,050	11,809	26,859	13,492	10,758	24,250	6,265	4,116	10,381	6,489	5,832	12,321
H16年度	13,819	11,141	24,960	12,349	10,108	22,457	5,352	3,644	8,996	5,979	5,528	11,507
H17年度	14,529	12,102	26,631	12,987	10,797	23,784	5,463	4,136	9,599	6,750	6,020	12,770
H18年度	15,903	13,716	29,619	14,029	12,187	26,216	5,831	4,429	10,260	6,742	6,394	13,136

(注1)合格者は、当該年度中に、(1)合格に必要な科目を全て受験し合格した者、(2)一部科目免除と科目受験とを併用し合格した者、(3)一部科目合格後、高等学校等において履修した単位等をもって合格を願い出て合格した者である。科目合格者の申請による合格が含まれるため、試験後の合格者の計と一致しない場合がある。なお、(1)及び(2)においては、当該年度より前に科目合格し、当該年度に合格に必要な残りの科目に合格し、合格者となった者も含まれる。

(注2)出願者及び受験者には、次回受験予定や高等学校で単位修得予定のため、出願時の受験科目を全て受験し、その科目に合格したとしても、合格に至らない者も含まれている。

(出典) 文部科学省「平成19年度第1回高等学校卒業程度認定試験実施結果について」より抜粋し作成。以下のサイトを参照。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/08/07092814.htm

4——大検の高等学校卒業程度認定試験 への変容

先述のとおり、2003（平成15）年9月に学校教育法施行規則が改正され、大学入学資格の弾力化が図られて、「大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業したと同等以上の学力があると認められ……18歳に達した者」（同法第69条第7号）を大学に入学させることが可能になった。事実、翌年にはこの規定を利用して、444人が大学を受験している³⁰⁾。このことは、大検の制度創設以来の大きな変革をもたらすことになった。すなわち、これにより大検は「後期中等教育に代わる唯一の高等教育機関への経路ではなくなり、機能の見直しと修正が図られることになったのである³¹⁾。

2005（平成17）年4月に「大学入学資格検定」は、「高等学校卒業程度認定試験(Certificate for Students Achieving the Proficiency Level of Upper Secondary School Graduates)」(以下、「高卒認定試験」の略称を使用する)に名称が変更された。「大学入学資格検定規程」は

廃止され、かわって新たに定められた「高等学校卒業程度認定試験規則」には、その受験資格は受験年度に「満16歳以上になる者」（第3条）とあるのみである。大検規程にあった様々な資格要件は撤廃され、全日制の高等学校在籍者も受験できる。日本人・外国人を問わず受験資格が与えられ、国内外の義務教育の修了証明も必要ではない。受験時に学校の在籍有無が問われることもないのである。具体的には、日本国籍を有している場合、何らかの理由で国内の義務教育を修了しなかった者、高等学校に正規の在籍期間（3年以上）を満たさない者が、大学入学の標準年齢までに大学受験を可能にするよう配慮されている。

受験科目については、さらに削減が進み、表4に示す8-9科目となって、保健体育はもちろんのこと、第二類教科に見られた家庭、情報、商業や工業系の科目は削除された。受験科目の免除に関して、高等学校・高等専門学校・専修学校高等課程・認定在外教育施設での修得科目、知識および技能に関する審査の合格に関わる学修が相当する場合に、当該科目の受検の免除が認められることが明文化

表4. 高等学校卒業程度認定試験受験科目

教科	科目	受験時の選択指定
国語	国語総合	必須
地理歴史	世界史A/世界史B	どちらか1科目必須
	日本史A/日本史B 地理A / 地理B	どれか1科目必須
公民	現代社会	現代社会1科目あるいは倫理および政治・経済の2科目が必須
	倫理/政治・経済	
数学	数学I	必須
理科	理科総合	どれか2科目必須
	物理I	
	化学I	
	生物I	
	地学I	
外国語	英語	必須

されている。従前に大検規程で認められていた高等教育機関での学修については、特に言及されていないが、準用されると解釈できる。なお、全ての科目について免除される者については、1科目の選択受験と合格により、合格証が交付される。現在、技能審査等による免除科目は表5のとおりである³²⁾。

試験合格者は、高等学校卒業程度の学力があるとみなされ、高等教育機関のみならず、高等学校卒業者と同等に各種公務員試験や国家試験等の受験資格を保障されることになった。

5——受験者の質的变化にみる高卒認定試験の位置づけ

経済的に恵まれず中等教育を受けられない勤労青少年に、試験合格によって高等教育機関への進学のパスポートを渡す戦前の制度を継承した大学入学資格検定であったが、新制高等学校への進学率が、1965（昭和40）年に70%、1970（昭和45）年に82.1%、1975（昭和50）年に91.9%、1980（昭和55）年には94.9%と高まっていくと³³⁾、表3にあるとおり志願者数が激減する。1960年代には3000人前後、1970年代には3500 - 4000人程度で推移していた。しかしながら、1980年代には急増をみる。「15の春を泣かせるな」を合言葉とした中学生浪人の回避を目的とした進路指導が普及した結果、いわばその負の側面として1980年代には学校生活や学業への不適応を示して高等学校を中途退学してしまう生徒が急増し、毎年10万人以上を記録するようになった。2002（平成14）年度以降は10万人を割り減少傾向が認められるものの、中退率は2%を下回ることはない³⁴⁾。

この点に関連し河野は、特に1980年代末から大学進学を自明とした高校中退の「経済的

に裕福な青年層」が大検を受検するようになってきたと指摘している³⁵⁾。事実、1985（昭和60）年から1999（平成11）年の間に、大検志願者数の高校中退者の割合は55%から77%を占めるようになった³⁶⁾。また菅澤は、受検者は「親が専門職かつ高学歴」の高等学校中退子女にシフトしていることを明らかにしている³⁷⁾。使用されているデータは、大都市の予備校での調査に基づいているのだが、大検コースとよばれる受験対策講座に年間50 - 100万円の授業料が必要であることを考えるなら、こうしたコースの存在そのものが、経済的に一定水準以上にある家庭の子女が、大検を受検しているということの傍証にもなる。

2006（平成18）年度の高卒認定合格者の進路状況に関する文部科学省の調査によれば、合格者全体のうち38%が大学入試を受験し、そのうち私立大学の受験者は86%、私立大学の合格者は63.2%に達している³⁸⁾。私立大学への進学が許される家庭環境を持つ者が、高卒認定試験の合格者の大半を占めているということがこれらの数字からもわかるだろう。

こういった事態を反映して受検料も上昇している。かつて受検者として想定され多数を占めていた勤労青少年への配慮から、大検の受検料は安価に抑えられていた。しかしながら、2000（平成12）年の「大学入学資格検定の改善について（第1次まとめ）」では、高等学校中途退学者の増加が改めて指摘され、大学入試センター試験等の受験料との兼ね合いを考慮すべきであり、また受益者負担の観点から受検料の適正化を図るべきと強調され³⁹⁾、2001（平成13）年度には受検料が従前の2倍以上に引上げられた。

高卒認定試験に切り替わって後、現在までの受験料の上昇は表6のとおりである⁴⁰⁾。合

格証の交付手続き等にも手数料がかかり、同様に金額が引上げられている。にもかかわらず受験者数の大幅な減少がみられないのは注目すべきであろう。ちなみに、センター試験の受験料は、1998 - 2005 (平成10 - 17) 年は2科目以下10000円、3科目以上16000円だったのが、英語のヒアリング試験が導入された2006 (平成18) 年度には各々12000円、18000円に引き上げられ、成績開示を希望すると800円の手数料が加算される⁴¹⁾。大学入試には各大学で実施する試験もあり、当然これにも受験料を支払わなければならないが、2007年現在、国公立大学二次試験の受験料は17000円、私立大学の受験料は30000 - 50000円程度となっている⁴²⁾。

大検制度の「勤労青少年に励みを与える」といった導入時の目的は、もはや霧散してしまっているかのようにさえ見える。大検 (高卒認定試験) は、もはや貧しい人に高等教育

への道を開くという社会の平等化のためのスタビライザーというよりは、一般の高等学校を経由せず大学進学を目指す裕福な子ども達のためのルートなのではないか。もちろん中途退学者のすべてが裕福な家庭の出身というわけではない。その3%超が「経済的理由」により高等学校教育を断念している事実⁴³⁾、看過されるべきではない。しかし現実としては高卒認定試験の恩恵を得るのは、受験機会の複数化や受験科目の削減による受験者の負担軽減が進行しているにもかかわらず、様々な受験料や高等教育の費用を支払える層に限定されつつある。

— 結

以上、戦後から現在に至るまでの大学入学資格検定制度的変遷を通覧した。長らく、主として中卒の高等学校に進学できない勤労青

表5. 高等学校卒業程度認定試験の指定免除科目と相当する技能審査合格レベル

指定免除科目	相当技能審査	要求される合格レベル
世界史B	歴史能力検定世界史	1級あるいは2級
日本史B	歴史能力検定日本史	1級あるいは2級
数学I	実用数学技能検定	1級、準1級あるいは2級
英語	実用英語技能検定	1級、準1級、2級あるいは準2級
	全商英語検定試験	1級あるいは2級
	国際連合公用語英語検定試験	特A級、A級、B級あるいはC級

出典：文部科学省「高等学校卒業程度認定試験 2. 試験科目の一部免除について」より作成。以下のサイトを参照。
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/index.htm

表6. 大学入学資格検定 (高等学校卒業程度認定試験) 受験料の推移

年	受験料
1951 (昭和26) 年	一律 300円
1976 (昭和50) 年	一律 600円
1978 (昭和53) 年	一律 1200円
1984 (昭和59) 年	一律 2000円
1992 (平成4) 年	5科目以下 2000円、6科目以上 3000円
2001 (平成13) 年	3科目以下 4000円、4-6科目 6000円、7科目以上 8000円
2007 (平成19) 年	3科目以下 4500円、4-6科目 6500円、7科目以上 8500円

出典：出典：大学入学資格検定規程第11条第1項の表1号、1951-2001年、高等学校卒業程度認定試験規則第11条第1項の表より作成。

年を対象とし、大学に接続する後期中等教育機関に代わる唯一のバイパスであった大検は、教育をめぐる新たな社会的状況やニーズに応えられることを迫られ、16歳以上の者が自由にアクセスできる高等学校卒業程度の学力達成を測定する試験へと、特に平成10年代に大きな変化を遂げた。

これにより、義務就学期間において長期に不登校を続けて小学校や中学校を卒業していない者に、合格後の高等教育機関への進学だけではなく、各種資格試験や公務員試験の受験資格取得を制度的に可能にし、社会復帰への道筋をいくつか提供することになった。また、受験科目の精選など受験者への負担軽減措置と相まって、外国人もまた日本の高等教育へのアクセスが容易になった。

しかし、以上のようなシフトはまた弊害をもたらす可能性もあるだろう。最後にそうした新たに発生するであろう潜在的な問題点を指摘し、その対策に触れることで本論を閉じたい。

まずは大学入試自体に関わって、高卒認定試験の位置づけが低下してしまった点である。高等教育への多様なアクセスを可能にする政策が進行する中、高等学校中途退学者の学力達成の評価が、各大学で実施する個別審査に委ねられる傾向にある。その結果、入学者選抜の際の高卒認定試験の意義は、相対的に軽くなるほかないだろう。各大学が入試で主体性を発揮しやすくなるという点では大学側に歓迎する声もあるだろうが、入試の多様化は学生の多様化、そして客観的学力評価の後退という側面を有している。万が一、大学が安易な学生数の確保に走って、なし崩し的に入

試のハードルを下げ始めるなら、もはや歯止めがきかなくなり、大学教育の水準の低下、ひいては「大卒」ブランドの価値の一層の下落を招くことになるだろう。

では、大学入試の予備審査としてではなく、あくまで高卒認定という機能に限ってみるならどうであろうか。すなわち、高卒認定試験はその名の通り高等学校教育を修了した程度の学力を十分に評価しうるかという問題である。受験科目の大幅な削減を見ると、この機能についても懐疑的にならざるをえない。受験者への救済措置としながら、大検の受験科目の精選が進み、学習指導要領に指定される高等学校で必修修の家庭、情報、保健体育をはじめ多くが排除された。試験内容の簡素化は、高等教育への容易なアクセスを保障する一方で、高等教育に接続するはずの後期中等教育の現行カリキュラムの軽視、ひいては平均的な高校生に要求される基礎教養の解体を指向している。

これらの問題は、筆者のみるところでは、高等学校と大学のカリキュラムにおけるアーティキュレーション、すなわち中等教育を修了した者の学力達成と、大学教育に必要とされる基礎教養の在り方が再検討される時期に入ったことを示唆している。今後、高卒認定試験の活用を考えるとすれば、まさしく高等学校卒業程度の学力を測り、高等教育機関の進学経路として以外にも用いられるよう、その方途を拡大していく以外にはない。高卒認定試験は、個人の多様な価値と可能性を診断し、合格後に多くの進路を保障する機能＝制度を具備し、社会的な評価と独自性を確立する必要があるだろう。

《注》

- 1) 中村紀久二『教科書の社会史』岩波新書、1992年。
- 2) 天野郁夫『試験の社会史』東京大学出版会、1983年。竹内 洋『立志・苦学・出世』講談社、1991年。
- 3) 東京教育学院出版部編『大学入学資格検定解説』東京教育学院出版部、1987年。
- 4) 文部省令第13号、1951年6月22日。
- 5) 文部省令第30号、1953年12月28日。
- 6) 文部省令第28号、1962年6月1日。
- 7) 文部省令第7号、1967年4月28日。
- 8) 文部省例第36号、1999年9月3日。
- 9) 「外国人学校卒業者に大検受験資格」『内外教育』1999年7月9日。
- 10) 日本弁護士連合会人権擁護委員会『朝鮮人学校の資格助成問題に関する人権救済 申立事件調査報告書』1997年。
- 11) 児童の権利に関する委員会「児童の権利に関する委員会の最終見解：日本」1998年6月、総理府『青少年白書』平成14年版の以下のサイトを参照。
<http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h14zenbun/html/ref/rf14.html>
- 12) 斉藤環『社会的ひきこもり』PHP新書、2000年。
- 13) 生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かす」1999年。
- 14) 文部科学省「学校教育法施行規則及び告示の一部改正について」以下のサイトを参照。
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/15/09/03092001.htm
- 15) 文部省令第13号、1951年6月22日。
- 16) 文部省令第1号、1958年1月10日。
- 17) 文部省令第8号、1865年3月26日。
- 18) 文部省令第15号、1975年4月7日。
- 19) 文部省令第8号、1984年3月31日。
- 20) 文部省令第32号、1985年12月16日。
- 21) 文部省令第45号、1991年11月14日。
- 22) 文部省令第6号、1994年3月24日。
- 23) 文部省令第2号、1996年2月21日。
- 24) 文部省令第25号、1999年4月26日。
- 25) 文部科学省令第20号、2001年3月16日。
- 26) 文部科学省令第69号、2001年4月27日。
- 27) 文部科学省令第29号、2002年5月7日。
- 28) 文部省令第32号、1985年12月16日。
- 29) 文部省生涯学習局・調査研究協力者会議「大学入学資格検定の改善について（第一次まとめ）」2000年。
- 30) 「今春の大学入試—資格緩和で702人が出願」『日本経済新聞』2004年8月26日。
- 31) 木下哲郎「『大学入学資格検定の見直し』が問うもの」『教育評論』691号、2004年11月、26-29頁。
- 32) 文部科学省令第1号、2005年1月31日。
- 33) 杉原誠四郎監修『学校小六法』2008年版、協同出版、2007年、870頁。
- 34) 文部科学省「平成18年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について」2007年11月15日 高等学校中途退学者数および中等退学者の数値については、以下のサイトにある図表を参照。
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/11/07110710/001/005.pdf
- 35) 河野銀子「大検志願者層の変容に関する考察—高校教育の拡大・収束の裏側で」『上智教育学研究』第13号、1992年 31-41頁、「選抜・配分装置としての大検」『武蔵大学人文学会雑誌』第27巻3号、1996年、157-173頁。河野銀子・岩田弘三「大検利用者の大学進学状況に関する考察」『大学研究』No.13、1995年、34-59頁。
- 36) 文部省生涯学習振興課「平成三年度大学入学資格検定実施結果について」『教育委員会月報』1992年4月号、64頁。「平成11年度大学入学資格検定実施結果について」『教育委員会月報』2000年3月号、54頁。
- 37) 菅澤貴之「現代大学入学資格検定受検者の出身階層に関する一考察」『共生社会学』5、2006年、45-53頁。「現代大学入学資格検定受検者家庭における教育アスピレーションの世代間伝達」『比較社会文化研究』21、2007年、39-54頁。
- 38) 「高卒認定試験合格者の五割が大学に入学、文部科学省の調査結果」『週刊教育資料』No.984、2007年6月4日。入学先の実際の内訳は、大学が29.2%、短大が5.5%、専門学校が15.4%である。
- 39) 前掲、文部省生涯学習局・調査研究協力者会議。

- 40) 文部科学省令第20号2005年3月6日。 <http://www.yozemi.ac.jp/nyushi/joho/07/shidaigakuhi/index.html>
- 41) 文部科学省令第24号2005年4月28日。
- 42) 大学入試検定料については、「私立大学学費・検定料（2007年度代々木ゼミナール）」に掲載された各大学のデータを参考にした。以下のサイトを参照。
- 43) 前掲資料、文部科学省「平成18年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について」。

[にしむら ふみこ・和光大学資格課程非常勤講師／共立女子大学家政学部准教授]